**平成２９年（フ）第４２７号**
茨城県水戸市千波町2895番地の９
債務者　齋藤惠美子
１　決定年月日時　平成30年１月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年３月13日まで
水戸地方裁判所

**平成２９年（フ）第１９０号**
茨城県古河市中田111番地16
債務者　多並　啓子（旧姓戸塚）
１　決定年月日時　平成30年１月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年３月13日まで
水戸地方裁判所下妻支部

**平成２９年（フ）第１２４０号**
京都市南区吉祥院中河原西屋敷町32番地
ヴィラ・デ・リンネ305号
債務者　林　みちえ
１　決定年月日時　平成30年１月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年３月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２９年（フ）第１３０７号**
京都府宇治市五ケ庄西浦49番地
債務者　堂本東一郎
１　決定年月日時　平成30年１月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年３月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２９年（フ）第５４９号**
兵庫県姫路市飾磨区今在家1429番地６
債務者　馬場園友美
１　決定年月日時　平成30年１月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年３月13日まで
神戸地方裁判所姫路支部

**平成２９年（フ）第５５０号**
兵庫県姫路市飾磨区今在家1429番地６
債務者　馬場園由美
１　決定年月日時　平成30年１月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年３月13日まで
神戸地方裁判所姫路支部

**平成２９年（フ）第９９４号**
広島市安佐北区口田２丁目30番33号
債務者　小笠原祐二
１　決定年月日時　平成30年１月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年３月13日まで
広島地方裁判所民事第４部

**平成２９年（フ）第１９３５号**
福岡市博多区浦田１丁目30番８－２号
債務者　合屋　利明
１　決定年月日時　平成30年１月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年３月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２９年（フ）第１９６３号**
福岡市早良区昭代１丁目２番25―205号
債務者　河野　裕史
１　決定年月日時　平成30年１月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年３月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２９年（フ）第１９７９号**
福岡市博多区博多駅東２－９－25　アバンダント84　815号、住民票上の住所福岡県糸島市美咲が丘３丁目９番23号
債務者　河田　武司
１　決定年月日時　平成30年１月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年３月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２９年（フ）第１９９７号**
福岡市南区大橋４丁目21番６―301号
債務者　原田　　亮
１　決定年月日時　平成30年１月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年３月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２９年（フ）第２００３号**
福岡市南区寺塚１丁目18番２―201号
債務者　緒方　潔子
１　決定年月日時　平成30年１月12日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年３月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２９年（フ）第５１４号**
鹿児島県鹿児島市郡元２丁目18番33号　コーポＴ・Ｎ202号
債務者　竹之内吉幸
１　決定年月日時　平成30年１月12日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年３月13日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

**平成２９年（フ）第５２２号**
鹿児島市星ヶ峯１丁目15番79―13号
債務者　上鵜瀬千春
１　決定年月日時　平成30年１月12日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年３月13日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

**平成２９年（フ）第４０６号**
沖縄県那覇市宇栄原６丁目12番60号　グリーンハイツ404
債務者　土屋　智広
１　決定年月日時　平成30年１月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年３月14日まで
那覇地方裁判所民事第３部

**平成２９年（フ）第４０９号**
沖縄県那覇市泉崎２丁目10番地５　２階
債務者　橋本　千賀
１　決定年月日時　平成30年１月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年３月14日まで
那覇地方裁判所民事第３部

**平成２９年（フ）第３０８号**
岐阜県関市倉知2332番地７、前住所岐阜県関市稲口432番地１　メゾンド・クレセール301
債務者　大附　好美
１　決定年月日時　平成30年１月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年３月15日まで
岐阜地方裁判所